

令和元年 No.3

○東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程

改正理由

大学院教育学研究科の組織再編，センターの再編，委員会等の再編及び選考方法の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年 5 月 29 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 5 月 30 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第 2 号

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対象表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）
- (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成 9 年規程第 5 号）

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編，センターの再編及び委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (<u>教員人事会議</u>) 第4条 教員の人事に関し，学長を補佐し，学長のリーダーシップの発揮を推進するため，役員会の下に<u>教員人事会議</u>を置く。 2 学長は，<u>教員人事会議</u>に，前条に定める教員人事の方針等の案を策定させる。 3 <u>教員人事会議</u>は，前項の教員人事の方針等案の策定に当たり，教授会に意見を聴くものとする。 4 教員人事の方針等は，教育研究評議会の審議を経て，学長が決定する。 5 学長は，教育研究評議会において案の見直しを要する重大な意見があった場合，<u>教員人事会議</u>に再検討を命ずることができる。 6 <u>教員人事会議</u>に関し必要な事項は，別に定める。 (教員採用計画) 第5条 〔省略〕 2 学系長は，前項の教員採用計画を様式第1により<u>教員人事会議</u>に提出し，審査を受けなければならない。 〔省略〕 (用語の定義) 第11条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 この規程において「復帰」とは，本学の教授が理事に就任し，任期満了等により教授に復帰すること，本学の教授が本学の大学院連合学校教育学研究科の専任教員に異動した後，教授に復帰すること及び本学の教授，<u>准教授又は講師</u>が教育学研究科教育実践創成講座の専任教員に異動した後，<u>教授，准教授又は講師</u>に復帰することをいう。 5 〔省略〕	〔省略〕 (<u>教員人事委員会</u>) 第4条 教員の人事に関し，学長を補佐し，学長のリーダーシップの発揮を推進するため，役員会の下に<u>教員人事委員会</u>を置く。 2 学長は，<u>教員人事委員会</u>に，前条に定める教員人事の方針等の案を策定させる。 3 <u>教員人事委員会</u>は，前項の教員人事の方針等案の策定に当たり，教授会に意見を聴くものとする。 4 教員人事の方針等は，教育研究評議会の審議を経て，学長が決定する。 5 学長は，教育研究評議会において案の見直しを要する重大な意見があった場合，<u>教員人事委員会</u>に再検討を命ずることができる。 6 <u>教員人事委員会</u>に関し必要な事項は，別に定める。 (教員採用計画) 第5条 〔省略〕 2 学系長は，前項の教員採用計画を様式第1により<u>教員人事委員会</u>に提出し，審査を受けなければならない。 〔省略〕 (用語の定義) 第11条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 この規程において「復帰」とは，本学の教授が理事に就任し，任期満了等により教授に復帰すること，本学の教授が本学の大学院連合学校教育学研究科の専任教員に異動した後，教授に復帰すること及び本学の教授又は<u>准教授</u>が教育学研究科教育実践創成講座の専任教員に異動した後，<u>教授又は准教授</u>に復帰することをいう。 5 〔省略〕

6 この規程において「センター」とは、<u>次世代教育研究センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>I C Tセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>教育インキュベーションセンター</u>及び<u>教員養成開発連携センター</u>をいう。 7 〔省略〕 (採用等に係る教員候補者の選考) 第12条 〔省略〕 2～5 〔省略〕 6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書(様式第5)及び全応募者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式第3の2))により、選考結果を学長及び<u>教員人事会議</u>に報告しなければならない。 (採用等に係る教員の選考) 第13条 <u>教員人事会議</u>は、前条第6項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。 2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書(様式第6)により、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に報告するものとする。 3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、<u>教員人事会議</u>にその旨を通知する。 4 <u>教員人事会議</u>は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問題点を整理し、教授会に通知する。 〔省略〕 (未着任者の報告) 第16条 学系長は、第12条第5項により選考された者が、採用予定年月日に着任できないときは、その経緯を速やかに学長、<u>教員人事会議</u>及び教授会に報告するものとする。 2 〔省略〕 (開設承認等) 第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を	6 この規程において「センター」とは、<u>環境教育研究センター</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>情報処理センター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生支援センター</u>及び<u>教員養成開発連携センター</u>をいう。 7 〔省略〕 (採用等に係る教員候補者の選考) 第12条 〔省略〕 2～5 〔省略〕 6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書(様式第5)及び全応募者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式第3の2))により、選考結果を学長及び<u>教員人事委員会</u>に報告しなければならない。 (採用等に係る教員の選考) 第13条 <u>教員人事委員会</u>は、前条第6項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。 2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書(様式第6)により、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に報告するものとする。 3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、<u>教員人事委員会</u>にその旨を通知する。 4 <u>教員人事委員会</u>は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問題点を整理し、教授会に通知する。 〔省略〕 (未着任者の報告) 第16条 学系長は、第12条第5項により選考された者が、採用予定年月日に着任できないときは、その経緯を速やかに学長、<u>教員人事委員会</u>及び教授会に報告するものとする。 2 〔省略〕 (開設承認等) 第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を
--	---

開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により、<u>教員人事会議</u>の承認を得なければならない。 2・3 〔省略〕 （開設申請の審査の基準） 第18条 <u>教員人事会議</u>は、教員人事の方針等に基づき、開設申請及び公募要領の審査を行うものとする。 〔省略〕 第4章 復帰に係る<u>教授、准教授又は講師</u>の選考 （復帰に係る<u>教授、准教授又は講師</u>の選考） 第24条 復帰に係る<u>教授、准教授又は講師</u>の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。 〔省略〕 （大学院担当者候補者の選考） 第31条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者候補者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により、選考結果を学長、<u>教員人事会議</u>及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 4 〔省略〕 〔省略〕 （開設承認） 第34条 選考委員会の開設は、当該<u>専攻</u>の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第11）により、当該<u>専攻</u>を所管する学系長（<u>東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項（平成31年3月14日制定）第3条の表に規定する当該専攻の構成講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する学系長をいう。</u>）を経て、<u>教員人事会議</u>の承認を得なければならない。	開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により、<u>教員人事委員会</u>の承認を得なければならない。 2・3 〔省略〕 （開設申請の審査の基準） 第18条 <u>教員人事委員会</u>は、教員人事の方針等に基づき、開設申請及び公募要領の審査を行うものとする。 〔省略〕 第4章 復帰に係る<u>教授又は准教授</u>の選考 （復帰に係る<u>教授又は准教授</u>の選考） 第24条 復帰に係る<u>教授又は准教授</u>の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。 〔省略〕 （大学院担当者候補者の選考） 第31条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者候補者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により、選考結果を学長、<u>教員人事委員会</u>及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 4 〔省略〕 〔省略〕 （開設承認） 第34条 選考委員会の開設は、当該<u>コース（総合教育開発専攻でサブコースを有する場合は当該サブコースをいう。以下同じ。）</u>の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第11）により、当該<u>コース</u>を所管する学系長を経て、<u>教員人事委員会</u>の承認を得なければならない。
---	--

認を得なければならない。 (組織) 第35条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該専攻の代表 (3) 当該専攻に所属する教授 2名 (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあつては、当該センター、<u>被選考者が講座又はセンターに所属しない場合にあつては、当該専攻</u>）に所属する教授 2名 2 前項第3号又は同項第4号の規定にかかわらず、当該専攻に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該専攻の准教授をもって委員とすることができる。 3 〔省略〕 〔省略〕 (非常勤講師候補者の選考) 第39条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師候補者（この節において特任教員を除く。）の選考は、第31条（同条第3項及び第4項を除く。）から前条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「教員候補者選考調書（様式第4）」とあるのは「非常勤講師候補者選考調書（様式第8）」と読み替えるものとする。 2・3 〔省略〕 (選考結果報告) 第40条 選考委員会委員長は、前条により非常勤講師候補者を選考（前条第3項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第12）により、選考結果を学長、<u>教員人事会議</u>及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 〔省略〕 様式第1	(組織) 第35条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該専攻の代表 (3) 当該コースに所属する教授 2名 (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあつては、当該センター）に所属する教授 2名 2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの准教授又は当該専攻内の他コースの教授（<u>養護教育コースの場合にあつては、保健体育専攻に所属する教授</u>）をもって委員とすることができる。 3 〔省略〕 〔省略〕 (非常勤講師候補者の選考) 第39条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師候補者（この節において特任教員を除く。）の選考は、第31条（同条第3項及び第4項を除く。）から前条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「教員候補者選考調書（様式第4）」とあるのは「非常勤講師候補者選考調書（様式第8）」と読み替えるものとする。 2・3 〔省略〕 (選考結果報告) 第40条 選考委員会委員長は、前条により非常勤講師候補者を選考（前条第3項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第12）により、選考結果を学長、<u>教員人事委員会</u>及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 〔省略〕 様式第1
---	--

第 年 月 日

教員人事会議議長 殿

〇〇〇学系長 印

教員採用計画について

〔省略〕

〔省略〕

様式第5

第 年 月 日

教員人事会議議長 殿

〇〇〇学系長 印

教員候補者選考結果報告書

〔省略〕

〔省略〕

様式第8

非常勤講師候補者選考調書

教室名	〔省略〕
センター名	
<u>専攻名</u>	

〔省略〕

様式第10

第 年 月 日

教員人事委員会委員長 殿

〇〇〇学系長 印

教員採用計画について

〔省略〕

〔省略〕

様式第5

第 年 月 日

教員人事委員会委員長 殿

〇〇〇学系長 印

教員候補者選考結果報告書

〔省略〕

〔省略〕

様式第8

非常勤講師候補者選考調書

教室名	〔省略〕
センター名	
<u>コース又はサブコース名</u>	

〔省略〕

様式第10

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書

〔省略〕

開設番号	専攻名	〔省略〕

様式第11

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇専攻代表 印
〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書

〔省略〕

1 選考委員会名	専攻 大学院教育学研究科担当者選考委員会
〔省略〕	

様式第12

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

第 平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書

〔省略〕

開設番号	コース又はサブコース名	〔省略〕

様式第11

第 平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇専攻代表 印
〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書

〔省略〕

1 選考委員会名	コース・サブコース 大学院教育学研究科担当者選考委員会
〔省略〕	

様式第12

第 平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書

〔省略〕

<u>専攻名</u>	〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した学生が所属する大学院教育学研究科の組織に係る大学院担当者候補者の選考については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による

〇

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書

〔省略〕

<u>コース又はサブコース名</u>	〔省略〕

〔省略〕

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：センター再編及び選考方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 2 この規程において「センター」とは、<u>次世代教育研究センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>ICTセンター</u>、<u>学生支援センター</u>、<u>環境教育研究センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>教育インキュベーションセンター</u>及び<u>教員養成開発連携センター</u>をいう。 〔省略〕 (選考委員会における候補者の選考) 第11条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。 <u>2 客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で選考するときは、選考委員会（第3条第2項に係る者にあつては役員会）による選考を省略するものとする。</u> (報告) 第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）（次項において「選考報告書」という。）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。 2 学長は、第3条第2項により客員教授等を選考したときは、その選考に至った経緯を選考報告書により、教育研究評議会に報告しなければならない。 3 当該学系長（第3条第2項に係るものにあつては学長）は、<u>前条第2項により選考した者に客員教授等の</u>称号を付与するときは、客員教授等称号付与報告書（	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 2 この規程において「センター」とは、<u>環境教育研究センター</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>情報処理センター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生支援センター</u>及び<u>教員養成開発連携センター</u>をいう。 〔省略〕 (選考委員会における候補者の選考) 第11条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。 (報告) 第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）（次項において「選考報告書」という。）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。 2 学長は、第3条第2項により客員教授等を選考したときは、その選考に至った経緯を選考報告書により、教育研究評議会に報告しなければならない。 3 当該学系長（第3条第2項に係るものにあつては学長）は、<u>客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で</u>称号を付与する

様式第3)により、教授会及び教育研究評議会(第3条第2項に係るもの)にあつては、教育研究評議会)に報告しなければならない。

[省略]

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

ときは、客員教授等称号付与報告書(様式第3)により、教授会及び教育研究評議会(第3条第2項に係るもの)にあつては、教育研究評議会)に報告しなければならない。

[省略]